

循環型社会「環の町芳賀」を实践しよう

環境対策課環境対策係 ☎028(677)6041

地球温暖化による気候変動の影響は、私たちの身の回りにもおよんでおり、時間の経過に伴い、さらに深刻化していくと予想されています。

私たちが生活する上で、すぐにできることは何でしょうか。その1つが「ごみの分別」です。今回は、廃棄物処理の過程で出している二酸化炭素の量とごみ回収の実績をお知らせします。

■ごみの処理過程で排出された二酸化炭素の推移

環境省ホームページに掲載されている「部門別CO₂排出量の現況推計」によると、芳賀町において、平成25年度では902トンだった二酸化炭素量が、令和2年度には1,595トンになり、約1.7倍になっています。8年間の平均を見ても1,411トンと上昇しています。

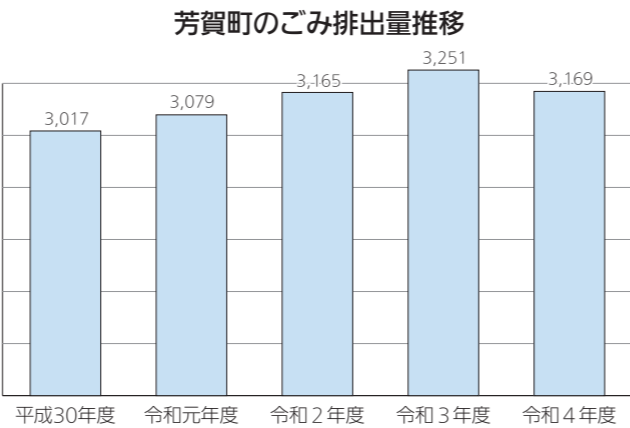
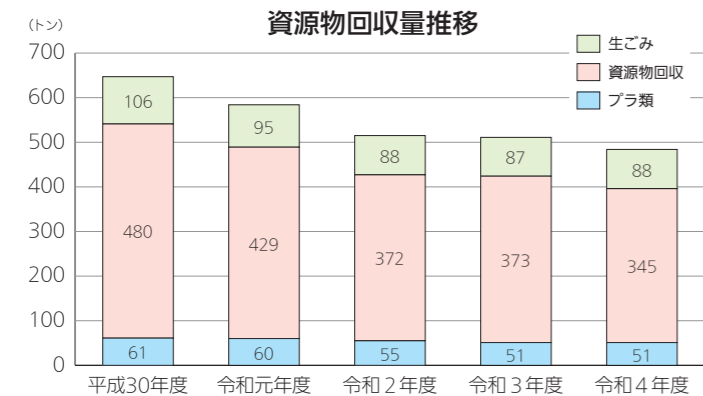
※収集運搬および焼却処分の過程で排出された二酸化炭素量

■ごみ排出量の推移

芳賀町の家庭から排出された主なごみは、芳賀地区エコステーションと芳賀郡中部環境衛生事務組合が収集・処理を行っています。

平成30年度から令和4年度までの実績では、総量で152トン増加しています。中でも、もえるごみは2,442トンから2,586トンになり144トン増加しています。

■町独自の取り組み



町では、独自の取り組みとして、資源物回収団体支援事業と容器包装プラスチック類回収事業、生ごみ回収事業を行っています。いずれも年々減少傾向にあります。



まとめ

循環型社会「環の町芳賀」の仕組みの中で最も重要な考え方は、もえるごみを減らすことです。家庭から排出されるごみの中には、資源として使えるごみが多く含まれています。ごみを焼却すると多量のエネルギーを使い、二酸化炭素が発生します。もえるごみと思われるものから資源を分別し、環境への付加を減らすことが求められています。

2050年カーボンニュートラルの実現にむけて、今すぐできることから始めてみましょう。

循環型社会「環の町芳賀」の4つの柱

- 何よりも「ごみを出さない」
- 出ってしまったごみは「できるだけ資源として使う」
- どうしても使えないごみは「きちんと処分する」
- リサイクルされたものを積極的に使う

はがタウン インフォメーション



11月の納税
◎固定資産税 4期
◎国民健康保険税 5期
◎介護保険料 5期
◎後期高齢者医療保険料 5期
納期限:11月30日(木)
環境課納税係
☎028(677)6035

人のうごき
令和5年9月末日現在
(住民基本台帳登録者数)
人口……………15,517人(+ 8人)
男……………7,898人(+ 4人)
女……………7,619人(+ 4人)
世帯数……………5,904戸(+ 8戸)
◎転入……………42人 ◎転出……………23人
◎出生……………6人 ◎死亡……………17人

お知らせ

窓口延長時間でのマイナンバー関係手続き停止

システムメンテナンスのため、マイナンバーカードに関する業務が実施できません。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日時/11月2日(木)17:15~19:15(窓口延長時間内)

実施できない業務/マイナンバーカードの交付・更新・申請、マイナンバーカード用電子証明書の発行・失効および更新、マイナンバーカード及びマイナンバーカード用電子証明書の暗証番号の初期化、マイナンバーカードを利用した転入(特例転入)、住民票の写しの広域

交付、出生・国外転入届出直後のマイナンバー入り住民票の交付
環境課住民課係
☎028(677)6014

町民祭会場で空き家に関する相談会

空き家の所有者や管理者を対象に相談会を開催します。不動産業者や行政書士など専門家が対応します。相続や土地建物の処分などお困りの人は、ぜひお越しください。また、これから空き家になってしまうかもと不安に感じている場合も相談できます。

日時/11月12日(日)8:30~14:00

場所/役場駐車場テント(町民祭会場)
環境対策課環境対策係
☎028(677)6041

栃木県図柄入りナンバープレート交付開始

図柄入りナンバープレートを取り付けて、とちぎの魅力を全国に発信していきましょう。申し込み方法などについては、県ホームページをご確認ください。

【フルカラー版】



【モノトーン版】



環境課地域振興課
☎028(623)2257

木造住宅耐震診断士派遣事業

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断を希望する人に、耐震診断士を無料で派遣します。診断結果により、木造住宅耐震対策助成事業補助金を活用できる場合があります。

都市計画課都市計画係
☎028(677)6020

確定申告

農業所得や不動産所得等がある人は
帳簿の記帳と帳簿書類の保存が必要です

環境課町民税係 ☎028(677)6013

営業、農業、不動産所得(事業所得等)がある人は、日々の取引状況を記載した帳簿の作成および請求書・領収書等を保存する必要があります。帳簿書類の保存期間は次のとおりです。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や日々の売上金額及び必要経費など支出を記載した帳簿	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表やその他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

帳簿の記帳がない場合や記録しても保存していない場合には、事業所得等での申告ではなく、雑所得での申告になる場合がありますのでご注意ください。また、帳簿を保存していても、その所得が例年赤字で、かつ、所得を黒字にするための取り組みを実施していない場合には、雑所得での申告になる場合があります。